

令和3年皆野町農業委員会第3回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年3月24日(水)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時10分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

5件

議案第2号 農地法第3条下限面積の別段面積の設定について

1件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さんこんにちは。今日もお忙しいところ全員の方に定刻より早い時間にお集まりいただきありがとうございます。

今年度としては最後の定例総会ということですが、後にお話があると思いますが事務局長が定年のため最後になります。色々とお世話になりました。

本日は議事も色々あります。この後に2つ会議がございます。人によっては全部の会議にご出席される方もいるかと思えます。ご協力いただきたいましてこの定例総会がスムーズに進めばと思えます。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思えます。議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、  
国神区域担当、土屋貞夫委員  
金沢区域担当、田中輝雄委員をご指名いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、  
国神区域担当、土屋貞夫委員  
金沢区域担当、田中輝雄委員にお願いいたします。  
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について5件を議題といたします。

番号1と2は、譲受人は異なりますが、場所が近接しているためまとめて審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

番号1と番号2について農地利用最適化推進委員として、皆野区域

担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

17日に事務局と齊藤さんの3人で現地確認に行きましてで説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇の駐車場のところに押しボタン式の信号機がありますけれども、その所から下って行く道がございます。〇〇〇の横を下って行って150mで更に左に最近新しく〇〇〇ができて、そこを70mくらい入って行った右が申請地になります。

南から東にかけては住宅地になっておりまして、西側が申請地の裏になりますけれども桑が立って通して雑木が生い茂っている状態です。その北側ですが、除草がきれいにされていました。隣接する農地に影響のないところでございます。

事務局から説明がありましたが、番号2も隣が申請地ですので一括してご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の7番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番  
齊藤委員

田島委員の説明のとおり問題ありませんのでご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。2つの場所について何かありましたらお願いいたします。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより番号ごとに採決いたします。  
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。  
始めに番号1について採決いたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
続いて番号2について採決いたします。

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、番号1と2の案件については許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号3と4は、譲受人及び譲渡人が同一であり、場所も近接しているためまとめて審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

番号3と番号4について農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

同日に事務局と門平さんと3人で行ってききましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇の〇〇〇の交差点から〇〇〇を〇〇方面に向かって行きますと大きなカーブがありますが、そこから進んで行きますと〇〇〇があります。手前に〇〇〇の〇〇〇がありますが、その〇〇〇の横を100mくらい下って行った左側に申請地があります。

ここも〇〇を挟んで反対側に番号4の申請地があります。西から南にかけては既に太陽光が設置してありまして、東側は〇〇〇の〇〇〇で北側は〇〇〇の〇〇〇になっております。特に問題ないところでございますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の11番、門平喜良委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

11番  
門平委員

申請に対する意見につきましては、田島委員の発表のとおりでございます。

両物件とも〇〇〇で問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番  
横田委員

番号3、番号4とも譲受人等はすべて同じで、〇〇を挟んで両側になりますが、これは申請を1件とするのはできないのですか。

事務局

基本的に太陽光の設置、農地転用の場合、道等を挟むと分かります。売電、電柱への接続の関係で分かれるため、一つ一つ審議いただいています。

分かり難いのですが、電柱に太陽光を繋ぐと思います。発電したものを売電ということで繋ぐと思うのですが、このように道等が挟まると1つとして電柱に接続するのではなく、土地毎に電柱に電力を供給する。そのため別々に分かります。

1 番  
横田委員

申請は別ですが、まとめて審議するなら議案を1つにまとめて許可ということはできないのですか。基地局毎に分かれているからそれぞれに許可を出さないといけないのですね。

事務局

基地局毎に一つ一つの許可になるので、分けています。ただ、隣接していますので審議を分けるよりも一括して説明した方が分かり易いと思ひましてこのような形を取らせていただきました。

浅見会長

他に質疑はありますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより番号ごとに採決いたします。許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。始めに番号3について採決いたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。続いて番号4について採決いたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。よって、番号3と4の案件については許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。番号5について審議いたします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に  
対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

同じ17日の日に事務局と門平さんの3人で現地確認に行つて参り  
ましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇の〇〇〇の交差点から〇〇〇を〇〇方面  
に向かつて大きなカーブを過ぎて直ぐに左に下る道があります。道が  
分かれておりますが手前の道路です。10mくらい下つて行つて右に  
入つていった住宅の裏になります。

現地を確認しましたところ、本来であればいじつてはいけないわけ  
ですが、砂利が敷き詰めてありました。先ほど事務局から説明のあり  
ましたように始末書が提出されたとのことで、問題ないかと思いま  
す。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の11番、門平喜良委員も農地の状況確  
認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

11番  
門平委員

ただ今の田島委員の説明のとおりでございます。私から補足する  
ことはございません。協議のほどよろしくお願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番  
横田委員

現在この方が住んでいる地番が、〇〇〇ということですが、こちら  
の面積はどのくらいですか。

事務局

住宅の方の面積が〇〇〇㎡くらいです。〇〇〇㎡です。

1番  
横田委員

敷地拡張ということだと住宅の建築と同じ面積要件になります  
か。

事務局

はい、面積要件は500㎡になります。

今回のケースにつきましては、配置図を見ていただきますと、下の  
方に道路とありまして、入ってくる部分の進入路と住宅の部分併せて  
の面積です。住宅の要件は500㎡になります。

県にも確認しまして、進入路部分については除外して考えても仕方  
がない。入つて行く部分については除くとの話をいただいております

す。申請をしてきた業者に確認しましたところ、通路部分が〇〇〇㎡くらいを進入の部分として使っている。計算しますと通路部分除いて〇〇〇㎡に今回の〇〇〇㎡を併せると500㎡は超えてしまいますが、〇〇〇㎡程度であること。周囲状況から活用し難いこと。子供の衣類を置く物置を設置することについて対象として認められると確認しております。

1番  
横田委員

子供も沢山いるのですかね。住宅の敷地も大きいし、これだけ面積で基礎までできている。

そうすると住宅と変わらないようなものを本当に作るということですか。

事務局

そうです。申請のあったものはこの土間まで作るしっかりしたものです。この内容で計画と見積、資金計画と残高証明書をいただいております。ですので、この計画での資金力等はクリアしております。

1番  
横田委員  
浅見会長

わかりました。

この案件については、ちょっと面積が気になりますが、県に確認をとっているとのこと。他に質疑はありますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

議案第2号、農地法第3条下限面積の別段面積の設定について1件を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。